

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月23日

香川県知事 池 田 豊 人

香川県規則第15号

香川県企業誘致条例施行規則の一部を改正する規則

香川県企業誘致条例施行規則（平成16年香川県規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義) 第2条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 大規模施設 条例第3条第1項の指定に係る対象施設（第4条第5号に掲げる物流拠点施設及び観光施設を除き、建物又はこれに類する施設を新たに設置する場合に限る。）のうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。</u></p> <p><u>ア 当該対象施設の投下固定資産額（業務開始前3年以後のものに限る。）が土地の取得価額を除いて200億円以上であること。</u></p> <p><u>イ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者（地方拠点強化施設の設置に伴うものにあつては、期間の定めのない労働契約を締結している従業者に限る。）の数（第4条第4号に掲げる物流拠点施設を賃貸する目的で設置する場合であつて、当該物流拠点施設を賃貸する企業（以下「賃貸企業」という。）と当該物流拠点施設を賃借する企業（以下「賃借企業」という。）が併せて申請するときにあつては、賃貸企業の新規常用雇用者の数と賃借企業の新規常用雇用者の数を合算した数）が100人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者（地方拠点強化施設の設置に伴うものにあつては、期間の定めのない労働契約を締結している従業者に限る。）の在職者数（同号に掲げる物流拠点施設を賃貸する目的で設置する場合であつて、賃貸企業と賃借企業が併せて申請するときにあつては、賃貸企業の新規常用雇用者在職者数と賃借企業の新規常用雇用者在職者数を合算した数）の平均が100人以上であること。</u></p> <p>2 略</p>	<p>(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p>

(指定の要件)

第4条 略

(1)～(3) 略

(4) 略

ア・イ 略

ウ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数（賃貸する目的で設置する場合であって、賃貸企業と賃借企業が併せて申請するときにあつては、賃貸企業の新規常用雇用者の数と賃借企業の新規常用雇用者の数を合算した数）が10人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数（賃貸する目的で設置する場合であって、賃貸企業と賃借企業が併せて申請するときにあつては、賃貸企業の新規常用雇用者在職者数と賃借企業の新規常用雇用者在職者数を合算した数）の平均が10人以上であること。

エ 略

(5)～(9) 略

(助成金の限度額)

第13条 条例第5条第1項の助成金の額は、1指定企業につき5億円（大規模施設を設置する場合にあつては、50億円）を限度とする。

2 略

(助成金の交付申請)

第14条 条例第5条第2項の規定による申請は、工場、試験研究施設、情報処理関連施設（大規模施設に限る。）、物流拠点施設（企業が賃借する場合（賃貸企業と併せて申請する場合を除く。）を除く。）及び地方拠点強化施設（大規模施設に限る。）にあつては業務開始後1年以内に、産業用地にあつては整備の完了の日から1年以内に、物流拠点施設（企業が賃借する場合（賃貸企業と併せて申請する場合を除く。）に限る。）、情報処理関連施設（大規模施設を除く。）及び地方拠点強化施設（大規模施設を除く。）にあつては業務開始の日又は知事が定める日から5年間（情報処理関連施設（大規模施設を除く。）のうち、コールセンター及び事務処理

(指定の要件)

第4条 条例第3条第1項の規則で定める要件は、次の各号に掲げる対象施設等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1)～(3) 略

(4) 物流拠点施設（次号に定める場合を除く。） 次に掲げる要件を満たすこと。

ア・イ 略

ウ 助成金の交付申請時の新規常用雇用者の数（賃貸する目的で設置する場合であつて、当該物流拠点施設を賃貸する企業（以下「賃貸企業」という。）と当該物流拠点施設を賃借する企業（以下「賃借企業」という。）が併せて申請するときにあつては、賃貸企業の新規常用雇用者の数と賃借企業の新規常用雇用者の数を合算した数）が10人以上であり、かつ、その申請前6月の各月末の新規常用雇用者在職者数（賃貸する目的で設置する場合であつて、賃貸企業と賃借企業が併せて申請するときにあつては、賃貸企業の新規常用雇用者在職者数と賃借企業の新規常用雇用者在職者数を合算した数）の平均が10人以上であること。

エ 略

(5)～(9) 略

(助成金の限度額)

第13条 条例第5条第1項の助成金の額は、1指定企業につき5億円を限度とする。

2 略

(助成金の交付申請)

第14条 条例第5条第2項の規定による申請は、工場、試験研究施設及び物流拠点施設（企業が賃借する場合（賃貸企業と併せて申請する場合を除く。）にあつては業務開始後1年以内に、産業用地にあつては整備の完了の日から1年以内に、物流拠点施設（企業が賃借する場合（賃貸企業と併せて申請する場合を除く。）に限る。）、情報処理関連施設及び地方拠点強化施設にあつては業務開始の日又は知事が定める日から5年間（情報処理関連施設のうち、コールセンター及び事務処理センターにあつては3年間）について1年を経過するごとに、観光施設にあつては業務開始の日から3年間について1年を経過するごとに、助成金交付申請書（第8号

センターにあっては3年間)について1年を経過するごとに、観光施設にあっては業務開始の日から3年間について1年を経過するごとに、助成金交付申請書(第8号様式)を知事に提出して行わなければならない。

2～4 略

附 則

(この規則の失効)

4 この規則は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第12条関係)

1 工場の助成金の算定

ア 大規模施設以外の施設

略

備考 略

イ 大規模施設

区 分	算 定 額
1 県の管理する土地に設置する場合	投下固定資産額(土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。)に100分の15を乗じて得た額
2 その他の場合	土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。)に100分の15を乗じて得た額

備考 県内の工場における業務を廃止して、これに代わる工場を設置した場合の助成金の額の算定は、別に定める方法による。

2 試験研究施設の助成金の算定

ア 大規模施設以外の施設

略

備考 略

イ 大規模施設

区 分	算 定 額
1 県の管理する土地	投下固定資産額(土地の取得価額について

様式)を知事に提出して行わなければならない。

2～4 略

附 則

(この規則の失効)

4 この規則は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第12条関係)

1 工場の助成金の算定

略

備考 略

2 試験研究施設の助成金の算定

略

備考 略

に設置する場合	は設置に係る工事の着手の日前3年以後に、 家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに 限る。)に100分の15を乗じて得た額
2 その他の場合	土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前3年以後に取得したものに 限る。)に100分の15を乗じて得た額

備考 県内の試験研究施設における業務を廃止して、これに代わる試験研究施設を設置した場合の助成金の額の算定は、別に定める方法による。

3 情報処理関連施設の助成金の算定

ア 情報処理サービス業、ソフトウェア業、映像・音声・文字情報制作業、デザイン業及びインターネット附随サービス業の用に供する施設
(ア) 大規模施設以外の施設

略

備考 略

(イ) 大規模施設

区 分	算 定 額
1 県の管理する土地 に設置する場合	投下固定資産額(土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、 家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに 限る。)に100分の15を乗じて得た額
2 その他の場合	土地の取得価額を除く投下固定資産額(業務の開始の日前3年以後に取得したものに 限る。)に100分の15を乗じて得た額

備考 県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置した場合の助成金の額の算定は、別に定める方法による。

イ コールセンター及び事務処理センター

(ア) 大規模施設以外の施設

略

備考 略

(イ) 大規模施設

区 分	算 定 額
-----	-------

3 情報処理関連施設の助成金の算定

ア 情報処理サービス業、ソフトウェア業、映像・音声・文字情報制作業、デザイン業及びインターネット附随サービス業の用に供する施設

略

備考 略

イ コールセンター及び事務処理センター

略

備考 略

1 県の管理する土地 に設置する場合	投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに 限る。）に100分の15を乗じて得た額
2 その他の場合	土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日前3年以後に取得したものに 限る。）に100分の15を乗じて得た額

備考 県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置した場合の助成金の額の算定は、別に定める方法による。

- ウ 大規模データセンター
- (ア) 大規模施設以外の施設

略

備考 略

- (イ) 大規模施設

区 分	算 定 額
1 県の管理する土地 に設置する場合	投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに 限る。）に100分の15を乗じて得た額
2 その他の場合	土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日前3年以後に取得したものに 限る。）に100分の15を乗じて得た額

備考 県内の情報処理関連施設における業務を廃止して、これに代わる情報処理関連施設を設置した場合の助成金の額の算定は、別に定める方法による。

- 4 物流拠点施設の助成金の算定
- ア 物流拠点施設（イからエまでに定める場合を除く。）
- (ア) 大規模施設以外の施設

略

備考 略

- (イ) 大規模施設

- ウ 大規模データセンター

略

備考 略

- 4 物流拠点施設の助成金の算定
- ア 物流拠点施設（イからエまでに定める場合を除く。）

略

備考 略

区 分	算 定 額
1 県の管理する土地 に設置する場合	投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに 限る。）に100分の15を乗じて得た額
2 その他の場合	土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日前3年以後に取得したものに 限る。）に100分の15を乗じて得た額

備考 県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠点施設を設置した場合の助成金の額の算定は、別に定める方法による。

イ 物流拠点施設（賃貸する目的で設置する場合に限る。）

（ア）大規模施設以外の施設

略

備考 略

（イ）大規模施設

区 分	算 定 額
1 県の管理する土地 に設置する場合	投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに 限る。）に100分の15を乗じて得た額
2 その他の場合	土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日前3年以後に取得したものに 限る。）に100分の15を乗じて得た額

備考 県内の物流拠点施設における業務を廃止して、これに代わる物流拠点施設を設置した場合の助成金の額の算定は、別に定める方法による。

ウ・エ 略

5 地方拠点強化施設の助成金の算定

ア 大規模施設以外の施設

略

備考 略

イ 大規模施設

区 分	算 定 額
-----	-------

イ 物流拠点施設（賃貸する目的で設置する場合に限る。）

略

備考 略

ウ・エ 略

5 地方拠点強化施設の助成金の算定

略

備考 略

1 県の管理する土地 に設置する場合	投下固定資産額（土地の取得価額については設置に係る工事の着手の日前3年以後に、家屋及び償却資産の取得価額については業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。）に100分の15を乗じて得た額
2 その他の場合	土地の取得価額を除く投下固定資産額（業務の開始の日前3年以後に取得したものに限る。）に100分の15を乗じて得た額

備考 県内の地方拠点強化施設における業務を廃止して、これに代わる地方拠点強化施設を設置した場合の助成金の額の算定は、別に定める方法による。

6・7 略

6・7 略

附 則

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条、第13条及び第14条並びに別表の規定は、この規則の施行の日以後に香川県企業誘致条例（平成16年香川県条例第5号）第3条第3項の規定による申請を行う企業について適用し、同日前に同項の規定による申請を行った企業に対する助成金の額の算定については、なお従前の例による。